

京都市緑化・公園管理基金条例の一部を改正する条例（令和5年3月30日京都市条例第52号）（建設局みどり政策推進室）

緑化事業の推進及び都市公園法第2条第1項に規定する都市公園の管理に必要な財源に充てるため、篤志緑化・公園管理基金の一部を処分するとともに、緑化事業の推進等に必要な資金として寄付を受納したので、これを同基金に積み立てるため、規定を整備することとしました。

この条例は、令和5年3月30日から施行することとしました。

京都市緑化・公園管理基金条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第52号

京都市緑化・公園管理基金条例の一部を改正する条例

京都市緑化・公園管理基金条例の一部を次のように改正する。

別表篤志緑化・公園管理基金の項中「71, 285, 932」を「61, 603, 932」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(建設局みどり政策推進室)